

見積り合わせに関する募集（物品調達）

1 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度 富山公共職業安定所に係るフロアマット賃貸借契約

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

(2) 誓約書 (別紙)

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和7年2月27日（木）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 藤樫

TEL 076-432-2727 FAX 076-432-6471

E-mail kaikei-toyamakyoku.a15(★)mhlw.go.jp ※ (★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和7年2月28日（金）12時00分までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、複数の品目がある場合、品目ごとに型番・単価・数量・金額を記載すること。なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

(3) 契約書の作成を要する。

(4) 国の予算成立との関係について

契約締結日は令和7年4月1日とする。ただし、契約締結日までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

誓約書

当社は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （１） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- （２） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- （４） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （６） 労働関係法令を遵守している者であり、過去 1 年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

フロアマット賃貸借仕様書

1 契約目的

外部から汚れ及び水分等が持ち込まれることを防ぎ、庁舎内の環境を維持するためにマットの賃貸借を目的に契約するものである。

2 業務内容

以下履行場所内の指定場所に設置するマットの賃貸借

3 履行場所

富山公共職業安定所 富山市奥田新町45

4 規格・数量

富山公共職業安定所

| 設置場所 | 規格 | サイズ | 数量 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|------------|----|
| 正面玄関自動ドア内側 (※図面①～④) | 人通りの多い玄関内用 土砂・ホコリ・水等の吸収力に 優れたもの | 90×150cm程度 | 4 |
| 正面玄関自動ドア外側 職員通用口外側 (※図面⑤～⑨) | 人通りの多い玄関外用 排水性があるもの | 90×150cm程度 | 5 |
| 職員通用口内側 (※図面⑩) | 人通りの多い玄関内用 土砂・ホコリ・水等の吸収力に 優れたもの | 75×90cm程度 | 1 |

5 賃貸借契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

6 その他

- 賃貸借契約期間中は、月に1回、洗浄の完了しているマットと交換を行うこと。
- マットの交換を行う日程等については、協議の上定めるが、4月については、必ず4月1日に敷設されていること。
- 梅雨・冬期間など、床面が濡れ易い時期は、滑り止めテープ等でマットが滑りにくくなるよう安全処置を行うこと。
- 賃貸借にかかる全ての費用を含めること。

正面 駐車場

